

日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI



若い力で社会を明るく

二十歳を迎えた若者を祝福する成人の日の催しが行われ、全国で174万人余り、沖縄県では、2万311人、石垣市では830人の若者が大人の仲間入りをしました。

石垣市においても1月15日に成人式典が市民会館において開催され、晴れて新成人となった若者が同窓生らと久しぶりの再会を喜ぶ姿がみられました。

式典において、新成人を代表してあいさつをした与儀守之さんは「これから新成人としての第一歩が始まる。個人として社会にも責任ある行動をし、若い情熱で社会を明るくしたい」と抱負を述べました。第二部では、新成人による「鷺の鳥節」。昨年の成人者有志や石垣市青年団協議会によるアトラクション、石垣第二中学校吹奏楽部による華やかなマーチング演奏が披露され新成人の門出を祝いました。

石垣市の情報をインターネットで発信しています
<http://www.infor yukyu.or.jp/~nanpu14/>

1998年 2月号
 No. 317

(平成10年2月10日発行)

人口と世帯数

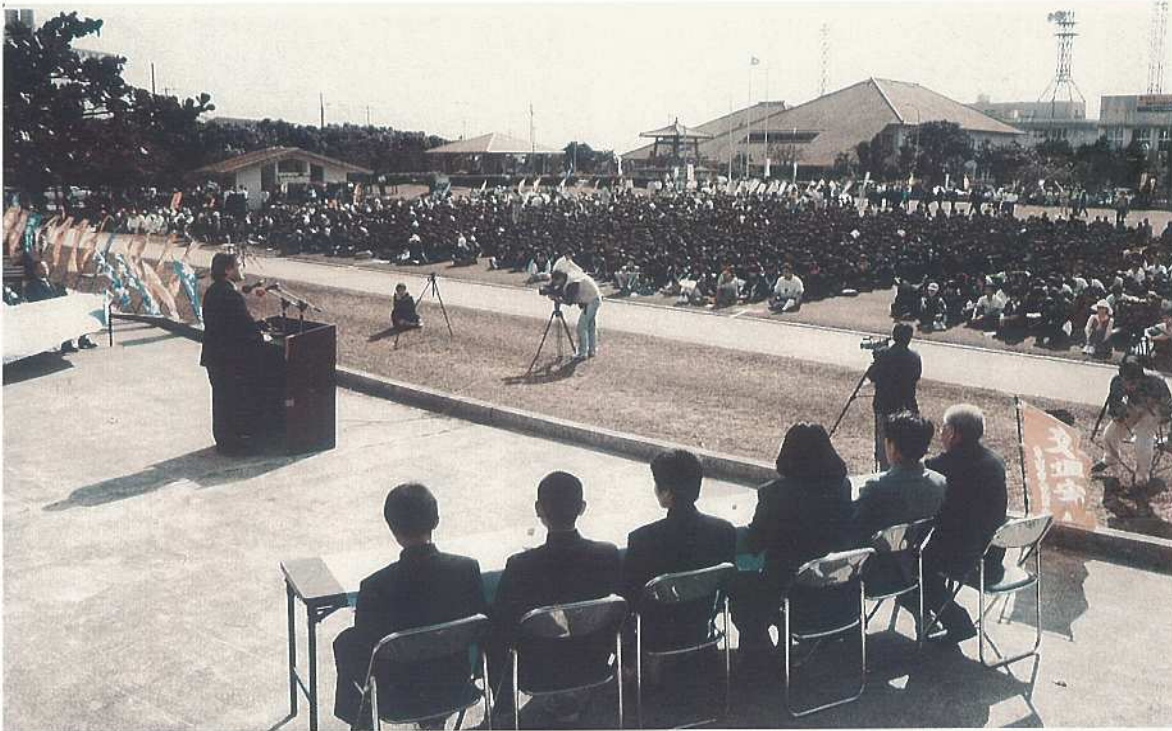
総人口 43,682(+20)
 男 21,971(+13)
 女 21,711(+7)
 世帯数 15,952(+23)

(平成9年12末日現在)

規則正しい生活習慣を身につけよう

交通安全・非行防止郡民総決起大会

命の大切さを訴える



4千名余が参加した郡民総決起大会

元日に石垣市において七名の高校生が死傷するといういたましい交通事故が発生しました。沖縄県内においても年末から年始にかけて無免許・飲酒・速度超過により交通事故が相次いで発生しました。石垣市をはじめ関係機関においては、これまで交通事故防止や青少年の健全育成については様々な取り組みを行ってきたところであり、全体的にこのような事故が発生し、全ての市民が、高校生の尊い命が失われたことを悔やみました。

三度目の決起大会

このような事態が発生したことを受けて、交通安全・非行防止郡民総決起大会（主催・石垣市交通安全推進協議会、八重山警察署、石垣市防犯協会など二十五団体共催）が一月十三日午後二時から新栄公園で開催されました。大会は、平成四年二月三日に発生した中学生集団暴行事件と平成八年七月一日に起きた高校生集団暴行事件に次ぐ三度目の決起大会となり、市内の中学生及び高校生、父母、関係機関、一般市民など四千人余りが集まりました。

誘惑を断る勇気を

大会は初めに、事故で犠牲になった三人の冥福を祈り参加者全員で一分間の黙禱が捧げられ、西島本進竹富町長が開会の挨拶を行いました。

大演長照市長は「中高校生の本分は勉強する事であり、二度とこのような重大事故を起こすことがないように、誘惑はきつぱりと断る勇気を持とう。このような社会問題の本質をすべての郡民が真剣に考え、行動し、事故のない明るい社会をつくり、青少年が安心して健やかに生活できる地域社会をつくるためみんなで力を合わせよう」と一人ひとりの行動を呼びかけました。

家庭や地域で運動展開

八重山警察署の仲宗根克署長は「年末・年始は取り締まりを強化したが飲酒運転違反は後を絶たない。八重山では若者の自爆型の交通事故が多く、また深夜はいいなどの補導件数も多く、事件・事故の温床となっている、市民一人ひとりが自覚し、節度ある行動を行い、飲酒、深夜はいいを許さない社会環境づくりを進めよう。交通事故や非行防止は他人事ではないという危機感を持って、家庭や地域で自発的な運動を展開しよう。」と訴えました。

子供の責任は親が負う

また、八重山商工高校の与那覇隆校長があいさつを行い、その後意見発表として石垣第二中学校の川平永一郎君、八重山商工の上原一樹君、父母代表として崎原喬さんと上門孝子さんが意見発表を行いました。

絶対にしない、させない

無免許運転・飲酒・スピード違反

多発する高校生の交通事故

いました。
大会宣言は生徒代表として八重山高等学校の宮里安一君、郡民代表として青少年育成運動推進指導員の津嘉山隆さんが行いました。最後に入仲誠三与那国町長が閉会の挨拶を行いました。

十二項目の大会決議
大会宣言では「帰宅時間を守り、規則正しい生活習慣を身につける」など五項目、大人を対象に「絶対にしないさせない無免許運転」など七項目の大会宣言が採択されました。

多発する高校生の交通事故
昨年は、交通事故による高校生の死亡者は16人を数え、前年より9人も増加しました。

多発する高校生の交通事故
年末年始の休暇期間中の高校生に関連した交通事故の発生状況は、多発傾向にあります。高校生の交通事故の特徴は、週末の深夜、事故原因としては、暴走行為等の速度超過、無免許、飲酒に絡む交通三悪に起因する自爆型の事故が多く発生しております。高校生の交通事故防止を図るためには、次の事が必要です。

- ① 交通ルールと正しい交通マナーを守る
 - ② 深夜はいかいを防止する
 - ③ 飲酒をさせない（青少年には酒類を販売しない）
 - ④ 夜型社会を是正する
- 各家庭、市民各位のご協力をお願いします。

石垣市交通安全推進協議会
会長 石垣市長 大濱長照

年末年始休暇期間中の高校生関連事故の状況
(平成9年12月27日～平成10年1月4日)

高校生関連事故の状況

| | 死亡件数 | 人員 |
|------|------|----|
| 平成9年 | 15 | 16 |
| 平成8年 | 7 | 7 |
| 増 減 | +8 | +9 |

| | 発生件数 | 死亡者 | 重症者 | 軽傷者 |
|------|------|-----|-----|-----|
| 平成9年 | 11 | 3 | 8 | 2 |
| 平成8年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 増 減 | 11 | 3 | 8 | 2 |

高校生の死亡者は3人となっておりますが、実際には、交通死亡事故者（事故発生後24時間後死亡）に計上されない1人を含めると4人となっております。

交通安全・非行防止郡民総決起大会

《生徒代表大会宣言》

ついこの間まで、一緒に学校生活を共にしてきた友達が、不慮の事故によりこの世を去ってしまいました。このショックの大きさは計り知れず、いまだに信じられない気持ちでいっぱいです。人生において今が一番楽しく大切な時期であったはずなのに、深夜外出、無免許運転、飲酒などの不心得から生じた悲惨な交通事故で友達が短い生涯を閉じたことは、私たち若者にとって、とても辛く悲しい出来事であり、私達一人ひとりが反省をしなければなりません。輝かしい希望に満ちあふれるはずの元旦に起きたこの痛ましい交通事故により、3名の尊い命が失われ、もう二度と帰ってはきません。私達は今一度交通安全の大切さについて認識を深くなり、再び同じ過ちを繰り返さないことを誓い、次のことを宣言します。

- 1. 私たちは、帰宅時間を守り規則正しい生活習慣を身につけます。
- 1. 私たちは、自転車の二人乗り、右側走行、並列走行、無灯火運転はしません。
- 1. 私たちは、車両による危険な暴走行為をしません、許しません。
- 1. 私たちは、交通ルールを守り交通社会の一員としての自覚を持ちます。
- 1. 私たちは、八重山から交通事故が無くなるようあらゆる努力をします。

以上宣言する。

《郡民代表大会宣言》

八重山郡島は、我が国の最南西端に位置する四面広大な海域、雄大な大自然の天恵に恵まれ、限りない発展性を秘めた人情豊かで、古から詩の邦・唄の邦として内外に広く知られ私達の誇りである。しかしこの先人伝来の誇りある我が八重山において近年、青少年による非行事件や交通事故が多発し、事件・事故によって将来が期待される次代を担う青少年が若き命を落とす等、誠にもって衝撃である。

これは私達大人社会への警鐘であると同時に、成人者による交通三悪に起因する事故が多発しているのもまた事実である。この事実を私達郡民は深く認識し、反省しなければならない。私達は今こそ、二度と再びこのような悲惨な事故・事件を起こさぬよう郡民そろって、ここに次のことを宣言する

- 1. 絶対にしない、させない 無免許運転。
 - 1. 絶対にしない、させない 飲酒運転。
 - 1. 絶対にしない、させない スピードの超過。
 - 1. 未成年者に、酒・タバコを売らない。
 - 1. 大人は一人ひとりが模範となる手本を示す。
 - 1. 青少年を事件・事故から守る。
 - 1. 家庭では、青少年の在宅確認を徹底する。
- 深夜はいかいをさせない。

以上宣言する。

4月12日へカウントダウン

'98 ITUトライアスロンワールドカップ石垣島大会 & 石垣島ファミリートライアスロン大会



昨年の大会から



石垣市役所の新しい郵便番号

今年の2月2日から全国的に新郵便番号が実施されます。

石垣市役所は大口事業所として次のとおり個別郵便番号が設定されております。市民の皆様が広くご利用していただきますようお願いいたします。

| | |
|-------|----------|
| 石垣市役所 | 907-8501 |
| 教育委員会 | 907-0012 |
| 市水道部 | 907-0013 |

防災資機材を購入 コミュニティー宝くじ助成事業

石垣市では、宝くじ助成事業である(財)自治総合センターが行うコミュニティー助成事業を導入し、自主防災や地域団体活動の支援を強化しております。

平成9年度は自主防災組織育成事業で組立式煮炊レンジ、救助工具セット、エンジンカッター、ジャッキ、発電機等防災資機材を購入しました。

同事業により購入された各種防災資機材は市より地区防災会へ貸与され、防災訓練等防災組織の育成に役立てられます。



98 ITUトライアスロン・ワールドカップ石垣島大会& 石垣島ファミリートライアスロン大会が四月十二日に開催されます。大会の成功を期して、一月二十二日に残暦板の設置式を行いました。

当日は、市役所支関前に設置された残暦板に大会組織委員長の大濱市長と、実行委員長の大濱助役が「八〇」の文字をはめ込みました。大濱市長は「今大会も昨年以上の成功を収めたい。全市民、職員、ボランティアが一丸となって成功させよう」と全市民へ協

力を呼びかけた。

これまで開催された大会では、多くの市民のご支援とボランティアの協力でかつてない「興奮と感動」を多くの市民に与えました。

熱いレースに期待

ワールドカップ大会は、外国のトップアスリートが参加し、スピード感あふれる競技が繰り広げられます。ファミリート大会は、マイペースで、無事故で楽しく完走できることを目的としています。また、三種目をリレーで参加する部

門があります。

今年も、栄冠を目指して日本中のアスリートたちが鍛え上げた肉体を武器に、昨年以上にハイレベルで熱いレースが期待されております。

参加するアスリートが、持てる力を存分に発揮し、闘志あふれる素晴らしいレースが展開されることはすべての市民の期待でもあります。多くの市民が大会を観戦し、国内外から来島する選手と触れ合い、有意義な大会になるよう市民の皆様のご協力をお願いします。

長寿者は市民の宝

生年祝で頌状と記念品贈呈

石垣市では、昭和二十四年から生まれ年を迎えたお年寄りの長寿をたたえ、あやかる行事として毎年、旧正月に長寿者の生年祝いを催しています。今年の「生年祝頌状及び記念品贈呈式」は旧正にあたり

る一月二十八日に行われ、今年百歳を迎えた三人と八十五歳の百七十八人の長寿者へ大濱市長から頌状と記念品が贈呈されました。
午前中は大濱市長をはじめ市の三役が長寿者宅と施設を



百歳を迎えた黒島スミさんへ頌状が贈られました

訪問しました。

大浜に在住の黒島スミさん（字大浜五三四の一二）は子や孫をはじめ、親族が見守る中で大濱市長の訪問を受け、「今日は自分の人生の中でもたいへんうれしい日です」とよろこびの言葉を述べました。
午後からは市民会館中ホールに長寿者を招いて合同生年祝いを行い、大濱市長から、一人ひとりに頌状と記念品が手渡されました。

また、長寿者を代表して与那覇朝正さんと花城セイさんからあやかりの杯が大濱市長へ贈られました。その後、舞台では余興の踊りなどが演じられ、参加者したおじいさんおばあさんを祝福しました。
市長はあいさつの中で、「皆様は戦後復興の中核世代として、心血を注いで市の発展の礎（いしずえ）を築いてきました。長寿者は市民の宝です。これからも健康で楽しく有意義に過ごして下さい」と述べました。

特定保健用食品の利用

次のようなマークは「特定保健用食品」、通称「トクホ」と呼ばれています。

「トクホ」は、身体の調子を整えたり病気を予防したりする保険の効果について、厚生省が表示を許可している食品です。（平成九年十二月現在、百品目）。その効果は、科学的に裏付けられており、動物やヒトに対する試験を含めた研究結果をもとに、医学や栄養学などの学識経験者らによる審議を経て商品化されています。健康食品（JHF Aマークで認定された食品）の製品形態がカプセルや錠剤タイプなのに対し、トクホは通常の食品と同じ形をしています。

や原材料などに加え、許可を受けた表示の内容とその理由・摂取量・摂取する上での注意事項・関与する成分などが表示されています。

栄養バランスのとれた食事には、一日三十品目が理想といわれていますが、現実的にはなかなか難しいのではないのでしょうか。そんなときに、不足しているものを補ったり他の食品と置き換えたりして、トクホを利用してみるのも一つの方法です。

幅広く利用できるのがトクホの特長です。しかし、トクホだけを一度にたくさん食べたから、あるいは一回食べたから効果があるとは限りませんし、それだけを食べ続けるような偏った食事もよくありません。

トクホを利用する前に、いま食べている食品には何がどれだけ入っているか、自分の食生活では何が不足し、それを補うにはどうしたらよいかなどを、日常的に利用すると効果的です。



新空港問題の解決へ 市民世論の結集を

市民との対話で

コンセンサスづくり



航空路線の重要性

二十一世紀を目前にして、石垣市は東南アジアに開かれたわが国最南端の拠点都市にふさわしい社会資本の整備を進めております。そしてその基盤となるのは、新石垣空港であり、一日も早い問題の解決が待たれます。

石垣市は、離島県の離島という地理的ハンディーのため沖縄本島や他府県への交通手段は航空機に大きく依存しています。また、豊かな自然と南国の文化を求めて訪れる観光客は毎年増加しており、観光関連産業は、地域経済の重要な産業として発展しつつあり、石垣市と国内の主要都市を結ぶ交通網として、航空路線の重要性が年々増大しております。

過密な現空港

新世紀を目前に控え、全国はもとより県内各空港の整備が飛躍的に伸展する中、現在の石垣空港は全国第三種空港中、最も過密かつ高い実績を残しております。ご承知のとおり新空港建設は、本市のみならず八重山圏域全体の振興策として計画決定以来十九年の歳月を数えました。

沖縄県では、新石垣空港建設地として適地か否かを判断するための客観的な資料を得ることを目的として、昨年からは宮良地区での調査を実施し、同調査の中間

報告説明会を市内六カ所において開催しました。

同説明会においては、新石垣空港計画の概要をはじめ、気象観測調査、環境現況調査、赤土等流出防止対策の結果が説明・報告されました。

石垣市では、これら調査の成果をふまえて、早期着工に向けてあらゆる機会をとらえて幅広い市民層との対話を重ね、コンセンサスづくりに最大限の努力をほらつてまいります。

アジアの時代を共に考えよう

新石垣空港は、この島々の発展のため不可欠のものであり、一日も早く建設しなければなりません。私たちはどうすれば私たちの希望がかなうのか、八重山圏域に21世紀への明るい展望をもたらすことができるのか、ともに考えたいと思います。

21世紀はアジアの時代です。わが国最南端の好立地と、この恵まれた自然特性を活かした振興発展を図ることにより、八重山を「アジアの交流拠点」にすることが可能です。そのためにも、未来への希望を胸に、今こそ市民世論を結集し新石垣空港建設を前進させましょう。

申告は期限内に 市民税・県民税(国保税)の申告

期間：平成10年2月16日(月)～3月16日(月)

日頃から市民税・県民税並びに国民健康保険税の納税にご協力いただき厚くお礼申し上げます。今年も市・県民税兼国民健康保険税の申告時期がまいりました。申告は期限内に確実にまいりましょう。

申告期間

平成10年2月16日(月)～3月16日(月)

※詳細は下記の申告受付日程表をご覧ください。指定日以外での受付は混雑し、お待たせすることがありますのでなるべく指定日に申告してください。

申告対象者

- ①昨年中に所得のあった方(非課税の方も含む)
 - ②純損失、雑損失控除、医療費控除の適用を受けようとする方
 - ③給与所得のほかにも所得のある方
 - ④勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
 - ⑤昨年中に退職された方
 - ⑥石垣市国民健康保険に加入されている方
- ※申告がないと国民健康保険税の軽減の対象とはならない場合があります。
- ⑦昨年中に所得がなかった方でも、保育所、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の手続きをする人は、申告を必要とします。

※所得税の確定申告をした方及び給与以外に所得がない方で、勤務先から給与支払報告書がすでに市役所に提出されている方は、この申告をする必要はありません。

平成10年度申告書の送付対象者

申告書の送付対象者は平成10年1月1日現在石垣市に住んでいた方で次に該当する方です。

- ①平成8年中に所得のあった方
平成9年中も同様な所得があるものと想定しました。従って退職等により平成9年中に所得が無かった方、また婚姻等により他の者の被扶養義務者となった方にも送付される場合があります。
 - ②国民健康保険に加入されている方
- ※なお、申告書は2月初旬頃郵送で送付いたします。

申告対象者で申告書が送付されていない場合は、お手数ですが、市役所税務課で申告書を受け取り、申告して下さいようお願いいたします。

申告時に持参するもの

- ①申告書と印鑑
- ②昨年中(平成9年1月～12月)の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票、給与支払明細書、決算書、収支証明書等)
- ③雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、損害保険料、寄附金控除を受ける方は支払証明書、領収書。
- ④障害者は障害手帳、勤労学生は学生証などの証明書
- ⑤生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は被保護証明書

【問い合わせ】石垣市役所 総務部税務課市民税係
☎3-1133(直通)

市民税・県民税(国保税)の申告受付日程表

| 月/日 | 曜 | 時間 | 対象地区 | 場所 |
|-------|---|-------------|--------------|-----------|
| 2月16日 | 月 | 10:00～11:00 | 平野 | 平野公民館 |
| | | 11:30～12:30 | 平久保 | 平久保集落センター |
| | | 13:30～14:30 | 久宇良 | 久宇良公民館 |
| | | 15:00～16:00 | 明石 | 明石集落センター |
| 2月17日 | 火 | 10:00～11:00 | 伊原間 | 伊原間公民館 |
| | | 11:30～12:30 | 伊野田 | 伊野田公民館 |
| | | 13:30～14:30 | 星野 | 星野公民館 |
| | | 15:00～16:00 | 大里 | 大里公民館 |
| 2月18日 | 水 | 10:00～11:00 | 野底 | 栄公民館 |
| | | 11:30～12:30 | 野底 | 多良間公民館 |
| | | 13:30～14:30 | 開南・おもと | おもと公民館 |
| | | 15:00～16:00 | 三和・川原 | 川原集落センター |
| 2月19日 | 木 | 10:00～11:00 | 米原・富野・大田・伊土名 | 米原公民館 |
| | | 11:30～12:30 | 吉原・大嵩 | 吉原公民館 |
| | | 13:30～14:30 | 崎枝 | 崎枝公民館 |
| | | 15:00～16:00 | 名蔵・嵩田 | 名蔵公民館 |
| 2月20日 | 金 | 9:30～12:00 | 川平 | 川平集落センター |
| 2月23日 | 月 | 9:30～12:00 | 白保 | 白保公民館 |
| | | 13:00～16:00 | 宮良 | 宮良公民館 |

| 月/日 | 曜 | 時間 | 対象地区 | 場所 |
|-------|---|---------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 2月24日 | 火 | 9:30～12:00 | 平得 | 平得公民館 |
| | | 13:00～16:00 | 真栄里 | 真栄里公民館 |
| 2月25日 | 水 | 9:00～12:00 | 大浜 | 大浜公民館 |
| 2月26日 | 木 | 9:00～12:00 13:00～16:00 | 登野城1・2区 | ↑ 市役所内特設窓口 第2会議室 市役所第1 |
| 2月27日 | 金 | | 登野城3・4区 | |
| 3月2日 | 月 | | 大川5・6区 | |
| 3月3日 | 火 | | 石垣7区 | |
| 3月4日 | 水 | | 石垣8区 | |
| 3月5日 | 木 | | 新川9・10区 | |
| 3月6日 | 金 | | 新川11・33区 | |
| 3月9日 | 月 | | 新栄町 | |
| 3月10日 | 火 | | 美崎町・浜崎町 八島町 | |
| 3月11日 | 水 | | 指定日に申告できなかった人(予備日) | |
| 3月12日 | 木 | | | |
| 3月13日 | 金 | | | |
| 3月16日 | 月 | | | |

国保手帳を更新して下さい

国民健康保険被保険者証更新日程

現在、皆様が使用している被保険者証（国保手帳）は、3月31日で有効期限切れとなり、それ以降は使用できなくなります。

下記の日程のとおり被保険者証の更新を行いますので決められた期日に更新していただきますようお願いいたします。

持参するもの

- ①現在使用している国保手帳
- ②世帯主の印鑑（認印でもよい）
- ③更新通知ハガキ
- ④学生の被保険者証等を更新する場合は在学証明書が必要です。
- ⑤保険税を納めていない方は、保険税を納付して下さい。

| 月日 | 曜日 | 字 名 | 時 間 | 場 所 |
|------|----|--------------|-------------|-----------|
| 2/16 | 月 | 平 野 | 10:00~11:00 | 平野公民館 |
| 〃 | 〃 | 平 久 保 | 11:30~12:30 | 平久保集落センター |
| 〃 | 〃 | 久 宇 良 | 13:30~14:30 | 久宇良公民館 |
| 〃 | 〃 | 明 石 | 15:00~16:00 | 明石集落センター |
| 2/17 | 火 | 伊 原 間 | 10:00~11:00 | 伊原間公民館 |
| 〃 | 〃 | 伊 野 田 | 11:30~12:30 | 伊野田公民館 |
| 〃 | 〃 | 星 野 | 13:30~14:30 | 星野公民館 |
| 〃 | 〃 | 大 里 | 15:00~16:00 | 大里公民館 |
| 2/18 | 水 | 野 底 | 9:30~9:50 | 兼城公民館 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 10:00~11:00 | 栄 公民館 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 11:30~12:30 | 多良間公民館 |
| 〃 | 〃 | 開南・於茂登 | 13:30~14:30 | 於茂登公民館 |
| 〃 | 〃 | 三和・川原 | 15:00~16:00 | 川原集落センター |
| 2/19 | 木 | 米原・富野・大田・伊土名 | 10:00~11:00 | 米原公民館 |
| 〃 | 〃 | 吉原・大 嵩 | 11:30~12:30 | 吉原公民館 |
| 〃 | 〃 | 崎 枝 | 13:30~14:30 | 崎枝公民館 |
| 〃 | 〃 | 名 蔵・嵩田 | 15:00~16:00 | 名蔵公民館 |
| 2/20 | 金 | 川 平 | 9:30~12:00 | 川平集落センター |
| 2/23 | 月 | 白 保 | 9:30~15:00 | 白保公民館 |
| 2/24 | 火 | 宮 良 | 9:30~15:00 | 宮良公民館 |

| 月日 | 曜日 | 字 名 | 時 間 | 場 所 |
|------|----|-----------|-------------|----------|
| 2/25 | 水 | 大 浜 | 9:30~14:00 | 大浜公民館 |
| 〃 | 〃 | 磯 辺 | 14:30~16:00 | 磯辺公民館 |
| 2/26 | 木 | 平 得 | 10:00~15:00 | 平得公民館 |
| 2/27 | 金 | 真 栄 里 | 10:00~15:00 | 真栄里公民館 |
| 3/2 | 月 | 登 野 城 | 9:00~15:00 | 登野城公民館 |
| 3/3 | 火 | 〃 | 〃 | 市青少年センター |
| 3/4 | 水 | 〃 | 14:00~17:00 | 天川幼稚園 |
| 3/5 | 木 | 〃 | 9:00~16:00 | 市役所国保年金課 |
| 3/6 | 金 | 大 川 | 〃 | 〃 |
| 3/9 | 月 | 〃 | 9:00~15:00 | 大川公民館 |
| 3/10 | 火 | 〃 | 9:00~16:00 | 市役所国保年金課 |
| 3/11 | 水 | 石 垣 | 〃 | 〃 |
| 3/12 | 木 | 〃 | 9:00~15:00 | 石垣公民館 |
| 3/13 | 金 | 〃 | 9:00~16:00 | 市役所国保年金課 |
| 3/16 | 月 | 新 川 | 9:00~15:00 | 新川公民館 |
| 3/17 | 火 | 〃 | 〃 | 双葉公民館 |
| 3/18 | 水 | 〃 | 〃 | 真喜良第2集会所 |
| 3/19 | 木 | 〃 | 9:00~16:00 | 市役所国保年金課 |
| 3/20 | 金 | 新 栄 町 | 〃 | 〃 |
| 3/23 | 月 | 美崎・浜崎・八島町 | 〃 | 〃 |

国民健康保険の手続きのあらまし

国保への届け出は14日以内にすませましょう

| | こ ん な と き | 持 参 す る も の |
|-----------|-------------------------|-------------------|
| 国保に加入するとき | 他市区町村から転入したとき | 印かん、転出証明書 |
| | 他の健康保険などを脱退したとき | 印かん、健保の離脱証明書 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印かん、保護廃止決定通知書 |
| | 子どもが生まれたとき | 印かん、保険証、母子健康手帳 |
| | 外国人が加入するとき | 外国人登録証明書 |
| 国保を脱退するとき | 他市区町村へ転出したとき | 印かん、保険証 |
| | 他の健康保険などに加入したとき | 印かん、国保と健保の保険証 |
| | 生活保護を受けはじめたとき | 印かん、保険証、保護開始決定通知書 |
| | 死亡したとき | 印かん、保険証、死亡を証明するもの |
| | 外国人が脱退するとき | 保険証、外国人登録証明書 |
| その他の | 退職者医療制度に該当したとき | 印かん、年金証書、保険証 |
| | 退職者医療制度に該当なくなったとき | 印かん、保険証 |
| | 住所、世帯主、氏名などが変わったとき | 印かん、保険証 |
| | 保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき | 印かん、身分を証明するもの |
| | 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき | 印かん、保険証、在学証明書 |
| | 長期旅行などで別個の保険証が必要なとき | 印かん、保険証 |

確定申告は正しくお早めに

申告と納付は2月16日～3月16日

正しい申告を

所得税は、納税者が、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、不足の税金を納めなければならなくなり、加算税や延滞税も納めなければならぬこととなります。

自力申告のお願い

本年は、申告納税制度が導入されて五十周年になります。税務署では、「納税者自ら正しい申告と納税を行う」といった申告納税制度の本旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類について、正しく作成し、郵送等により提出していただく、「自力記載・自力申告」を推進しております。

なお、確定申告書等の作成が困難な方は、確定申告書等を可能な限り記載の上、お早めにお越してください。

消費税の確定申告

消費税の課税事業者（注）に該当する個人事業者の方は、平成十年三月三十一日（火）までに平成九年分の「消費税及び地方消費税

確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。なお、「消費税及び地方消費税確定申告書」には簡易課税用と一般用があります。

①平成七年中の課税売上高が、四億円以下の課税事業者で、平成八年中までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は「消費税及び地方消費税確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

②簡易課税制度を選択していない課税事業者又は簡易課税制度を選択していても平成七年中の課税売上高が四億円を超える個人事業者の方は「消費税及び地方消費税確定申告書（一般用）」を提出してください。

「課税事業者」とは、次の方々をいいます。

- 平成七年中の課税売上高が三千万を超える事業者。
- 平成七年中の課税売上高が三千万以下の事業者で、平成八年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

平成九年四月一日に消費税率が三％から四％に引き上げられ、地

方消費税分一％を加えて五％となりました。平成九年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、三％が適用されたものと四％が適用されたものとに区分する必要があります。

【納税は期限内に】

確定申告による所得税及び個人事業者の消費税の納付期限は、それぞれ三月十六日（月）三月三十一日（火）です。期限内に納税を済ませてください。

納期限を過ぎますと、未納となっている税額に対し延滞税がかかります。

【振替納税制度】

所得税及び個人事業者の消費税の納税方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができます。

【振替納付期日】

所得税 四月十六日（木）
消費税 四月二十四日（金）

【問い合わせ】

石垣税務署 二一三〇七四

医療保険及び老人保健制度改正のお知らせ



《外来時の薬剤費が変わりました》

平成9年9月1日より外来診療を受け、薬剤を処方してもらうとき、これまでの定率負担（老人保健は定額負担）に加え、その日数や種類数に応じて負担していただきます。

外来時薬剤の一部負担

| 内服薬（1日分） | | 外用薬（1回分） | |
|----------|------|----------|------|
| 1種類 | 0円 | 1種類 | 50円 |
| 2～3種類 | 30円 | 2種類 | 100円 |
| 4～5種類 | 60円 | 3種類以上 | 150円 |
| 6種類以上 | 100円 | 頓服薬（1回分） | |
| | | 1種類 | 10円 |

*住民税が非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人のうち、単身か夫婦二人で暮らしている人および6歳未満の乳幼児は、上記の負担が免除されます。

老人保健の一部負担金が変わりました。

| 外来受診 | 入院 |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 1回 500円 | 1日1,000円 |
| 同じ医療機関において1か月4回まで負担。（最高2,000円） | 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯は1日500円を負担します。 |

石垣市長選挙 石垣市議補欠選挙

あなたの一票・明るい郷土

投票日 平成10年3月1日 午前7時～午後6時

【投票できる人】

次の条件を満たし選挙人名簿に登録されている（選挙権停止中の者を除く）が投票できます。

①日本国民で満二十才以上の者であること
（年齢要件昭和五十三年三月二日以前に生まれた者）

②引続き続き三ヶ月以上（平成九年十一月二十一日以前から）石垣市に住所を有する者であること。

③住民基本台帳に登録されている者、ただし平成十年二月二十八日までに石垣市外へ転出した者は投票所入場券が配布されていても市長・市議補欠選挙の投票はできません。また、住所をそのまま石垣市に残していても、実際に市外へ転出した者は投票することはできません。

【不在者投票】

投票日に行かぬを得ない事情で投票することができない方は不在者投票をすることができます。印鑑・入場券を持参し不在者投票所へお出かけ下さい。

【期間】

平成十年二月二十二日～二月二十八日まで
（午前八時三十分～午後五時）

【場所】

石垣市役所第二会議室

*投票当日は、入場券を忘れず投票所へ持参して下さい。

入場券をなくした時は、投票所で係員にその旨を申し出て再発行してもらい投票することができます。

【問い合わせ】

石垣市選挙管理委員会

☎ 二一八五四四・二一九九一一

この選挙は、市政に参加する大切な選挙です。棄権することなく、みんなそろって投票しましょう。

春植えさとうきびは 側枝ポット苗で栽培しましょう



挿芽して3週間～4週間



側枝ポット苗の移植作業

植付けや栽培は 機械化されました

「さとうきび」は、基幹作物として地域農業及び地域経済のいづれにおいても重要な産業であります。

しかし、近年生産農家の高齢化、担い手の不足、機械化の遅れ等により作付け面積及び生産量が減少し極めて厳しい状況にあります。このような現状を打開するため、「側枝ポット苗」の生産及び植付技術が確立され、農家の皆さんに利用して頂けるようになりました。

今期の側枝ポット苗春植目標は五十ヘクタールであり、目標を達成するため、農業開発組合側枝苗生産部では「側枝ポット苗」を準備しております。多くの農家の皆さんがこの側枝ポット苗を利用頂き、増産に努めて頂きますようお願い致します。

春植の植付時期は早いほど収穫量が増します。希望する農家の皆様は苗の注文及び植付申込を早めにして下さい。

- ・苗代と植付けで反当たり二万円です
- ・植付期間は1月下旬から三月下旬まで
- ・補植用苗も販売します

【問い合わせ】

- さとうきび生産振興対策室 ☎ 三一一〇八三
- さとうきび種苗対策室 ☎ 八一五八五九
- 石垣島製糖(株)原料担当 ☎ 二一三二四七
- 石垣市農業開発組合 ☎ 二一四九七三
- JAさとうきび農作業受委託課 ☎ 二一四四一

健康と病気は あなたの生活習慣次第です



いていたこれまでの考え方に加え、生活習慣を改善することを重視するためです。

病気に立ち向かうには、検査結果にあらわれる前の日常からの生活習慣を改善する、検査結果にあらわれた病気の兆しを逃さず生活習慣を改善し、必要な治療を受けることが大切です。

成人病への予防を重視

生活習慣病は、病気の芽を出さないようにという「健康増進・発病予防」（一次予防）の考え方を基本にしています。発病要因を、毎日の「食生活」「運動」「休養」「飲酒」「喫煙」などの生活習慣に置いています。

がんや心臓病、脳卒中などの病気は、その原因として、食生活の偏りや運動不足などの個人の生活習慣が大きく影響しています。これらさまざまな病気を「生活習慣による疾病」ととらえ、毎日の習慣を改善していくことで病気を予防していこうという考え方が生まれました。その人の生活習慣次第で病気にもなり、逆に防いだりできるのが「生活習慣病」です。

健康な生活習慣を心掛けよう
生活習慣病という概念が導入されたのは、主に病気の早期発見・早期治療（二次予防）に重点をお

病気を、さまざまな要因が複雑に絡み合って発病するものですが、一概に原因をきめつけたり、発病を個人の責任にしたりすることはできません。しかし、生活習慣を改善することによって、発病の危険性を少なくすることは可能です。生活習慣と健康について示した代表的なものに、米国の医学

者プレスローによる「七つの健康習慣」が挙げられます。毎日の食事に気を配り適度な運動をする、たばこをやめる、お酒を節制する、しっかり体を休める。これらは、わたしたち自身の心掛けで実行できることばかりです。

自ら進んで健康づくり

生活習慣病予防対策では、単に健康を守るということではなく、自ら積極的に健康増進に取り組んでいくことが求められます。

自分を病気から守ってくれるのは、薬でもなければお医者さんでもありません。健康になるのも病気になるのもあなたの生活習慣次第です。

プレスローの「7つの健康習慣」

- ①適正な睡眠時間
- ②喫煙をしない
- ③適性体重を維持する
- ④過度の飲酒をしない
- ⑤定期的にかなりはげしい運動をする
- ⑥朝食を毎日食べる
- ⑦間食をしない

低公害車を開発し有害廃棄物を抑制



自動車からの二酸化炭素や窒素酸化物の排出を少なくするため、自動車業界では低公害車の開発が進められています。

最近、普通車として発売されたハイブリッドカーもその一つです。ハイブリッドカーの普通車登場で、低公害車がぐっと身近になりました。価格的にも以前より下がっています。現在、実用化が進んでいる低公害車は、大きく分けて次の四つに分けられます。表中の二酸化炭素、窒素酸化物のパーセンテージは、ガソリン車より燃費のよいディーゼル車と比較した数値です。

①電気自動車

バッテリーに蓄えた電気でもターを回転させて走る自動車です。走行中の排気ガスはゼロ。発電時に発生する分を考慮しても、二酸化炭素は四十％～五十％程度、窒素酸化物は十％程度に抑えられます。

②天然ガス自動車

天然ガスを燃料にしているため、窒素酸化物や二酸化炭素の排出が少なく、酸性雨の原因となる硫酸酸化物は排出しません。

③メタノール自動車

アルコールの一種であるメタノールが燃料です。メタノールは原料となる天然ガスや石炭の産地が世界に広く分布していることや、都市ごみなどからも合成できるため、リサイクル性のあるエネルギーとして期待されています。

④ハイブリッド自動車

ハイブリッドとは「混成物」の意味で、ハイブリッドカーはガソリンや電気など複数の動力源を持ち、それぞれの長所を生かした自動車です。これまで、バスを中心に二百二十八台が普及しています。最近開発されたシリーズ・パラレル方式の乗用車は、普及が期待される注目の低公害車です。

入っていますか？国民年金

20歳になったら 国民年金に加入しましょう

平成10年に成人式を迎えた人は約174万人。若い皆さんが納める国民年金保険料が今の高齢者を支え、皆さんが年をとったとき、次の世代の人達の納める保険料が皆さんを支えてくれます。公的年金制度は、世代と世代の支え合いで成り立っています。

20歳以上60歳未満の すべての人が加入

20歳になった人たちがさまざまな行動をとるなかで、あまり意識されていないのが国民年金への加入です。国民年金は、20歳以上60歳未満すべての人が加入しなければならない制度です。国民年金の加入者は、次の3種類に分かれています。

- (1) 第一号被保険者
農林漁業や自営業などの人とその配偶者、学生
- (2) 第二号被保険者
厚生年金または共済組合に加入している人
- (3) 第三号被保険者
第二号被保険者に扶養されている配偶者
このうち、第二号被保険者は加入手続と保険料納付は、事業主が行ないます。
第三号被保険者は保険料の負担はありませんが、手続は自分でしなければなりません。
第一号被保険者は自分で手続きして自分で保険料を納め

郵送による戸籍謄本・抄本の請求

戸籍（除籍）の謄本及び抄本は「郵送」でも請求できます。

- (1) 請求書用紙は市役所の窓口にあります。次のことを記入してあれば任意の様式でも差し支えありません。
 - ① 請求者の住所・氏名・押印
(認印でもかまいません)
 - ② 本籍
 - ③ 筆頭者（戸籍の最初に記載されている者）の氏名
 - ④ 請求者の資格（続柄）
 - ⑤ 抄本のときは、該当する者の名前
 - ⑥ 請求の枚数
 - (2) 戸籍謄本・抄本は1通 450円
除籍謄本・抄本は1通 750円
手数料の納付は現金書留又は郵便小為替を御利用ください。
 - (3) 返信用封筒と切手を同封してください。
(返信用封筒にはあて名を記入して下さい)
なお、請求する戸籍に記載されている者又は配偶者、父母、祖父母、子、孫以外の者が請求する場合には、その「使い道」を具体的に書いてください。
- 【問い合わせ】
石垣市役所 民生部市民課 ☎2-1260



国民年金は20歳から

ます。この第一号被保険者のなかで、忘れられがちなのが学生の加入です。

加入手続きは石垣市役所の国民年金担当窓口で行って下さい。

まだ国民年金に加入していない方は将来、基礎年金を受けるためにも必ず手続きを行ってください。

基礎年金とは？

- ① 老齢基礎年金
25以上加入した者が65歳になったとき受給出来ます。
- ② 障害基礎年金
国民年金加入中に事故や病気で障害者になったとき受給出来ます。
- ③ 遺族基礎年金
加入者が亡くなって妻や子どもが残されたとき受給出来ます。

日本育英会 奨学生集

- (1) 日本育英会は、日本育英会法に基づいて設立された国の育英奨学事業を行っている機関です。(各都道府県教育庁内に県支部があります。)
 - (2) 奨学金の種類、対象、締切り
 - ① 高等学校奨学生 在学1次採用
高等学校 全学年対象
支部締切 5月中旬
 - ② 平成11年度 高校・高専奨学生候補者
中学校3年生対象
支部締切 5月末
 - ③ 平成11年度 大学第一種奨学生候補者
高校3年生、定時4年生
支部締切 6月上旬
 - (3) 貸与月額 奨学金は貸与で、毎月本人の銀行口座に振込まれます。
国・公立高校—16,000円
私立—28,000円
 - (4) 返還方法
卒業後、リレー口座による口座振替
(1. 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦 4. 年賦のいずれかを選択)
 - (5) 申込先 在籍する高等学校、中学校の学級担任の先生
- 【問い合わせ】
日本育英会沖縄県支部 ☎(098)864-5272
〒900-0021 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁13F
沖縄県教育庁内又は各学校の奨学係の先生にお尋ね下さい。